

平成 26 年 12 月 12 日

内閣府政策統括官（防災担当） 御中

全国知事会危機管理・防災特別委員会

被災者生活再建支援制度の見直しについて（要望）

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）の適用範囲について、全国知事会は、「一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」を、機会を捉えて要望しているところです。

去る 11 月 22 日に発生した長野県神城断層地震においても、同一の災害でありながら支援法の適用されない地域が存在し、不均衡が生じることとなりました。

被災者の生活再建支援に関する国と地方の責任・負担のあり方として、小規模な自然災害に対し、地方が責任を持って対処すべきであることは言うまでもないことであり、現状においても、各地域の実情に応じた地方の判断により、地方単独の支援金・見舞金や共済等を含む独自の支援が行われており、全国知事会においても情報共有を行うとともに議論を深め、その充実に努めているところです。

しかしながら、現行の支援法では、法が適用される規模の災害が発生した場合であっても、政令の規定上、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない、制度上の問題点が存在しており、これは被災者にとって理解しがたい仕組みと言わざるを得ません。

全国各地で災害が頻発している状況において、法が適用されるような一定規模以上の災害が発生した際には、法に基づく救済が住民に対し平等に行われるよう、速やかに制度を見直すことが必要です。

つきましては、「一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」について、早期に実現されるよう、改めて要望します。